

「保険法と要件事実・講演会」を開催しました。

令和2年11月28日(土)創価大学において、法科大学院要件事実教育研究所主催による「保険法と要件事実・講演会」が開催されました。本研究会では、嶋寺基弁護士、遠山聡教授、潘阿憲教授を講師としてお迎えし、保険法に関する諸問題について要件事実論的視点から講演が行われました。また、コメンテーターとして、今井和男弁護士、山下友信教授からコメントがなされ、それらを踏まえて質疑応答も行われました。

開会の挨拶 黒木松男 創価大学法科大学院教授、創価大学大学院法学研究科長

本日の進行予定説明 田村伸子 法科大学院要件事実教育研究所長

講演1 嶋寺 基 弁護士(第一東京弁護士会)

「保険法の下での告知義務違反による解除の要件事実」

講演2 遠山 聡 専修大学法学部教授

「請求権代位規定の要件事実

—「てん補損害額」の意義と評価方法について」

講演3 潘 阿憲 法政大学法学部教授

「傷害保険の偶然性の要件事実」

コメント1 今井和男 弁護士(東京弁護士会)

コメント2 山下友信 同志社大学大学院司法研究科教授

質疑応答

閉会の挨拶 島田新一郎 創価大学法科大学院研究科長

総合司会 田村伸子

なお、この講演会の内容は、2021年3月日本評論社より公刊されます。